第1期

定時株主総会招集ご通知

日時 2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 都ホテル 四日市　4階 伊勢の間
三重県四日市市安島1丁目3番38号

株主総会会場は三重県四日市市となっております。
末尾のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第4号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

株式会社三十三フィナンシャルグループ
証券コード：7322

三十三フィナンシャルグループ

三重銀行　第三銀行

株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

経営理念

地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、
地域とともに成長し、
活力あふれる未来の創造に貢献します。

シンボルマークコンセプト

「33」をモチーフにした２羽の鳥のシンボルマーク。
この２羽の鳥は三重銀行と第三銀行を表すとともに、
地域のみなさまと三十三フィナンシャルグループを表現するものです。
ともに大空へ羽ばたく姿は、地域と三十三フィナンシャルグループの
成長と活力あふれる未来を描いています。

■ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
当社第1期定時株主総会を2019年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役会長　岩間　弘（左）
代表取締役社長　渡辺 三憲（右）

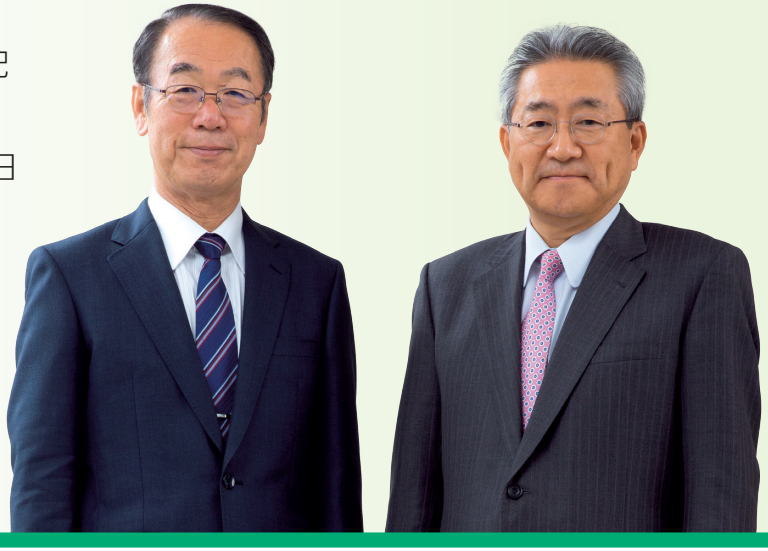

■目次

第1期定時株主総会招集ご通知 …… 3
議決権行使についてのご案内 …… 5

■株主総会参考書類
第1号議案　剰余金の処分の件 …… 7
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件 …… 8
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 …… 13
第4号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 …… 14

■添付書類
事業報告 …… 15
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 38
監査報告書 …… 40
株主総会会場ご案内図

証券コード　7322
2019年6月4日

株主各位

三重県松阪市京町510番地
株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役社長　**渡辺 三憲**

第１期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（5頁～6頁）をご高覧のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	**2019年6月21日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）
2. 場　　所	三重県四日市市安島1丁目3番38号 都ホテル 四日市　4階 伊勢の間
3. 目的事項	**報告事項**　1．第１期（2018年４月２日から2019年３月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第１期（2018年４月２日から2019年３月31日まで） 計算書類の内容報告の件 （注）当社の第１期事業年度は2018年４月２日から2019年３月31日までありますが、当連結会計年度は2018年４月１日から2019年３月31日までであります。 **決議事項**　**第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件** **第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件** **第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

以　上

インターネットによる開示事項について

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.33fg.co.jp/

招集にあたってのご案内

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場いただけませんので、ご理解を賜りたく存じます。

■ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

■ 株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

■ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会ご出席による議決権行使

開催日時　2019年６月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
また、議決権の代理行使にあたっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

郵送による議決権行使

行使期限　2019年６月20日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限　2019年６月20日（木曜日）午後5時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト▶　https://www.e-sokai.jp　詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

STEP 1

議決権行使ウェブサイトにアクセス

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック

https://www.e-sokai.jp

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

STEP 2

ログイン

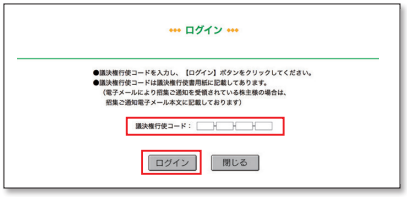

議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

STEP 3

パスワードの入力

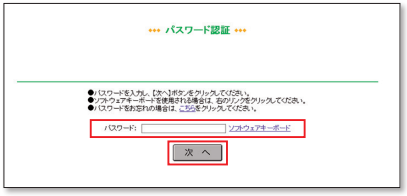

議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社 代理人部

インターネットによる議決権行使について

0120-707-743　受付時間　9:00～21:00

当社株式についてのその他のご照会

0120-707-843　受付時間　平日9：00～17：00

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つと位置づけ、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継続することとしております。この基本方針に基づき下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類
金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	１株につき金36円	総額	941,820,336円
当社第一種優先株式	１株につき金40.5715円	総額	170,400,300円

なお、優先株式の期末配当金は所定の金額であります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	岩間　弘（いわま　ひろし）	代表取締役会長
2	再任	渡辺三憲（わたなべ　みつのり）	代表取締役社長
3	再任	谷川憲三（たにかわ　けんぞう）	取締役
4	再任	種橋潤治（たねはし　じゅんじ）	取締役
5	再任	井口　篤（いぐち　あつし）	取締役兼執行役員 リスク統括部、コンプライアンス統括部担当
6	再任	藤田隆弘（ふじた　たかひろ）	取締役兼執行役員 業務統括部担当
7	再任	堀内浩樹（ほりうち　ひろき）	取締役兼執行役員 経営企画部担当
8	新任	加藤芳毅（かとう　よしき）	執行役員人事総務部担当部長

候補者番号 **1**

岩間（いわま） 弘（ひろし）

生年月日：1954年９月13日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 9,650株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年４月　株式会社第三銀行入行
1998年１月　同行石薬師支店長
2000年６月　同行亀山支店長
2003年６月　同行総合企画部長
2004年６月　同行執行役員総合企画部長
2007年６月　同行取締役兼執行役員総合企画部長
2010年６月　同行常務取締役兼執行役員
2012年６月　同行取締役頭取兼執行役員
2018年４月　当社代表取締役会長（現任）
2018年６月　株式会社第三銀行取締役頭取（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役頭取

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2007年６月に取締役兼執行役員に就任し、2010年６月からは常務取締役兼執行役員、2012年６月からは取締役頭取を務めております。また、2018年４月より当社代表取締役会長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

渡辺（わたなべ） 三憲（みつのり）

生年月日：1954年11月29日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 11,600株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2004年４月　株式会社三井住友銀行執行役員
2008年４月　同行常務執行役員
2011年４月　同行取締役兼専務執行役員
2013年５月　株式会社三重銀行顧問
2013年６月　同行副頭取執行役員
2013年６月　同行取締役副頭取兼副頭取執行役員
2015年４月　同行取締役頭取（現任）
2018年４月　当社代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行取締役頭取

■ 取締役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員を経て、当社グループの株式会社三重銀行において、2013年６月に取締役副頭取兼副頭取執行役員に就任し、2015年４月からは取締役頭取を務めております。また、2018年４月より当社代表取締役社長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3** 谷川（たにかわ） 憲三（けんぞう）

生年月日：1942年12月13日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 9,400株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1965年 4 月　大蔵省入省
1984年 6 月　国際金融局企画課長
1985年 6 月　近畿財務局総務部長
1989年 7 月　青森県副知事
1992年 6 月　関東財務局長
1993年 7 月　公営企業金融公庫理事
1997年 3 月　株式会社第三銀行顧問
1997年 6 月　同行専務取締役
2000年 6 月　同行取締役副頭取
2001年 6 月　同行取締役頭取
2008年 6 月　同行取締役会長
2012年 5 月　同行取締役会長兼頭取
2012年 6 月　同行取締役会長（現任）
2018年 4 月　当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役会長、松阪商工会議所会頭

■ 取締役候補者とした理由

関東財務局長、公営企業金融公庫理事などを経て、当社グループの株式会社第三銀行において、1997年６月に専務取締役に就任し、2001年６月からは取締役頭取、2008年６月からは取締役会長を務めております。また、2018年４月より当社取締役を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** 種橋（たねはし） 潤治（じゅんじ）

生年月日：1950年７月22日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 23,600株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1973年 4 月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2002年 6 月　株式会社三井住友銀行執行役員
2004年 1 月　同行常務執行役員
2004年 6 月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
2005年 6 月　同社取締役
2006年 4 月　株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
2008年 5 月　株式会社三重銀行顧問
2008年 6 月　同行取締役副頭取兼副頭取執行役員
2009年 4 月　同行取締役頭取
2015年 4 月　同行取締役会長（現任）
2018年 4 月　当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行取締役会長、四日市商工会議所会頭

■ 取締役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員を経て、当社グループの株式会社三重銀行において、2008年６月に取締役副頭取兼副頭取執行役員に就任し、2009年４月からは取締役頭取、2015年４月からは取締役会長を務めております。また、2018年４月より当社取締役を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

井口（いぐち） 篤（あつし）

生年月日：1955年11月８日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 6,340株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年４月　株式会社第三銀行入行
2005年６月　同行リスク管理部長
2008年６月　同行営業本部営業企画部長
2009年６月　同行執行役員営業本部営業企画部長
2010年６月　同行執行役員総合企画部長
2012年６月　同行取締役兼執行役員総合企画部長
2013年６月　同行常務取締役兼執行役員
2018年４月　当社取締役兼執行役員　リスク統括部、コンプライアンス統括部担当（現任）
2018年６月　株式会社第三銀行取締役兼専務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役兼専務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2012年６月に取締役兼執行役員に就任し、2013年６月からは常務取締役兼執行役員、2018年６月からは取締役兼専務執行役員を務めております。また、2018年４月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6**

藤田（ふじた） 隆弘（たかひろ）

生年月日：1957年９月14日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 6,410株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年４月　株式会社第三銀行入行
1998年１月　同行戸田支店長
2001年10月　同行平田駅前支店長
2007年６月　同行営業本部営業企画部長
2010年６月　同行執行役員システム企画部長
2012年６月　同行取締役兼執行役員システム企画部長
2014年６月　同行取締役兼執行役員事務統括部長
2015年６月　同行常務取締役兼執行役員融資本部長
2018年４月　当社取締役兼執行役員　業務統括部担当（現任）
2018年６月　株式会社第三銀行取締役兼常務執行役員融資本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役兼常務執行役員融資本部長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2012年６月に取締役兼執行役員に就任し、2015年６月からは常務取締役兼執行役員、2018年6月からは取締役兼常務執行役員を務めております。また、2018年４月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7** 堀内（ほりうち） 浩樹（ひろき）

生年月日：1963年11月14日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 2,100株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月　株式会社三重銀行入行
2011年 4 月　同行市場金融部長
2013年11月　同行総合企画部長
2014年 4 月　同行執行役員総合企画部長
2017年 4 月　同行常務執行役員総合企画部長（現任）
2018年 4 月　当社取締役兼執行役員　経営企画部担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行常務執行役員総合企画部長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社三重銀行において、2014年４月に執行役員に就任し、2017年４月からは常務執行役員総合企画部長を務めております。また、2018年４月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **8** 加藤（かとう） 芳毅（よしき）

生年月日：1962年４月６日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 1,725株

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月　株式会社三重銀行入行
2011年 5 月　同行品質向上部長
2013年 4 月　同行人事部長
2014年 4 月　同行執行役員人事部長
2016年 4 月　同行常務執行役員人事部長
2018年 4 月　当社人事総務部担当部長
2019年 4 月　当社執行役員人事総務部担当部長（現任）
2019年 5 月　株式会社三重銀行常務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社三重銀行において、2014年４月に執行役員に就任し、2016年４月からは常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。

また、2019年４月より当社執行役員を務めており、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条におきまして、会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬は年額300百万円以内とする、と規定しています。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして改めてご承認いただきたいと存じます。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢、取締役役員数等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き総額を年額300百万円以内といたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

また、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。報酬等の支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条におきまして、会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬は年額60百万円以内とする、と規定しています。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして改めてご承認いただきたいと存じます。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢、取締役役員数等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き総額を年額60百万円以内といたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員である取締役全員から、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

なお、監査等委員である取締役は４名であります。報酬等の支給時期、配分等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以　上

１．当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

＜企業集団の主要な事業内容＞

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社三重銀行（以下､｢三重銀行」といいます。)、株式会社第三銀行（以下、「第三銀行」といい、三重銀行と第三銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）を含む連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

＜金融経済環境＞

当期（2018年４月～2019年３月）におけるわが国の経済を振り返りますと、雇用・所得環境の改善を背景に、外食や旅行などのサービス消費が増加基調で推移したほか、新車投入効果がみられた自動車など耐久財消費も堅調に増加するなど、個人消費は緩やかに回復しました。一方、通商問題の不透明感や世界経済の減速、IT需要の停滞などを受けて、企業収益や生産が足踏みするなど企業活動は伸び悩んでいるほか、輸出も中国向けを中心に急減するなど、弱さがみられました。総じてみると、景気は弱含んでいる状況となりました。

当社の主な営業地盤であります三重県においては、労働需給のひっ迫に伴い雇用・所得環境が改善するなか個人消費が堅調に推移したほか、外国人観光客の増加を受けて観光消費も好調に推移しました。また、交通インフラの整備を受けて新工場の建設が進んでいるほか、合理化・省力化投資の動きもみられるなど企業活動も堅調を維持しています。輸出についても、石油製品や自動車を中心に底堅く推移しており、景気は緩やかに回復しました。

＜企業集団の事業の経過及び成果等＞

このような経済環境のもと、当社は、2018年４月２日に三重銀行と第三銀行の共同株式移転により、両行の持株会社として新たにスタートいたしました。

当社では、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」を経営理念として定め、ビジョンを「質の高い地域ナンバー１金融グループ」とする第１次中期経営計画（2018年４月～2021年３月）を策定いたしました。「リレーションの構築」、「ソリューションの提供」、「効率化と最適化」、「強固な経営基盤の構築」の４つを基本方針に掲げ、統合効果の早期実現と強固な経営基盤の構築を目指し、計画初年度に当たる当年度において、様々な施策に取り組んでまいりました。

「リレーションの構築」では、統合により店舗ネットワークは三重県、愛知県及び近接地域をカバーし、両行合わせて171店舗となり、より一層お客さまにとって身近な存在となりました。また、両行間における振込手数料の引き下げやＡＴＭ手数料の全日無料化を実施したほか、スマホ決済への対応などに取組み、お客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めました。

「ソリューションの提供」では、地域における創業・新事業の掘り起しや展開を促進し、事業化に向け

たサポートを実施する「ビジネスプランコンテスト」や、両行のネットワークを相互活用した「ビジネスマッチング商談会」を共同開催するなど、お客さまのライフステージに対応した事業支援に努めました。
　また、統合記念施策として預金やローンの金利優遇などの各種キャンペーンを共同展開したほか、2018年７月から両行で遺言代用信託の取扱いを開始するとともに、相続に関するセミナーを開催するなど、お客さまのニーズに対応する商品・サービスの提供にも努めました。
　「効率化と最適化」では、人材交流を通じたノウハウの相互活用とコンサルティング力を有する人材育成に取り組みました。また、伝票等の保管業務や手形・小切手の発行事務の共同化等により業務面での効率化を図りました。
　「強固な経営基盤の構築」では、グループ間の緊密な連携による強固な経営管理態勢に加え、人材交流や共同研修の開催を通じて相互理解を深め、一体感のある企業文化の醸成を図りました。また、グループのプレゼンス強化のため、2018年９月には、菰野町等と共同で「ONSEN・ガストロノミーウォーキングin湯の山温泉」を開催したほか、2018年12月には、鈴鹿市・吉本興業株式会社と、地域の魅力の創造と発信に向け、包括連携協定を締結するなど、地方公共団体等と更なる連携強化に取り組みました。
　2019年１月には、両行の強みを完全に融合し、金融仲介機能を高度化させることで、地域経済の活性化に貢献するとともに、シナジー効果を最大限に発揮し、強固な経営基盤を構築することを目的として、関係当局の許認可を取得したうえで、2021年５月に両行が合併し、合併後の子銀行の商号を「株式会社三十三銀行」とすることを決定いたしました。

（当社グループの連結業績）
　主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は３兆6,033億円、貸出金は２兆7,094億円となりました。また、有価証券は9,853億円となりました。
　損益状況につきましては、経常利益は77億83百万円となり、企業結合による負ののれん発生益463億61百万円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は522億77百万円となりました。

　なお、主要な子会社である三重銀行及び第三銀行の単体業績につきましては、以下のとおりとなりました。

（三重銀行）
　主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比262億円増加し１兆7,931億円、貸出金は前期末比281億円増加し１兆3,976億円となりました。また、有価証券は前期末比13億円増加し4,288億円となりました。
　損益状況につきましては、経常利益は株式等売却益が増加したことなどから前期比２億97百万円増加し50億62百万円となり、当期純利益は前期比１億27百万円増加し36億47百万円となりました。

三重銀行　預貸金の推移 （単位：億円）

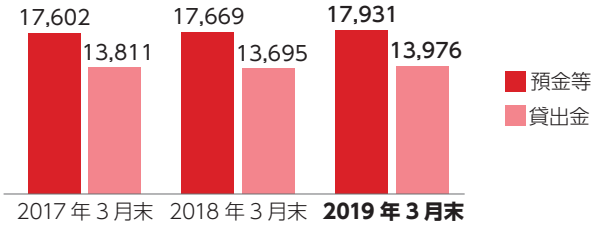

三重銀行　利益の推移 （単位：百万円）

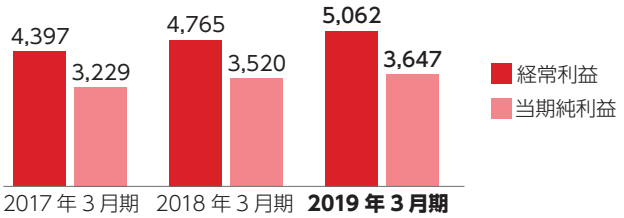

（第三銀行）

主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比172億円増加し1兆8,323億円、貸出金は前期末比389億円増加し1兆3,223億円となりました。また、有価証券は前期末比91億円減少し5,588億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は非金利収益の増強及び経費の削減に努めましたが、資金利益の減少が大きく、前期比3億62百万円減少し50億53百万円となり、当期純利益は前期比71百万円減少し42億76百万円となりました。

第三銀行　預貸金の推移 （単位：億円）

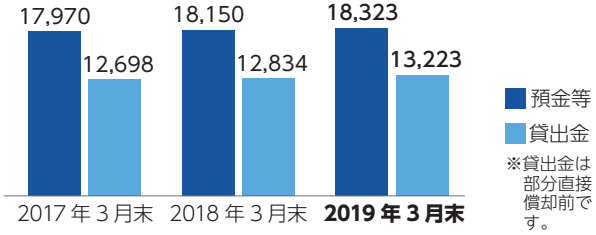

第三銀行　利益の推移 （単位：百万円）

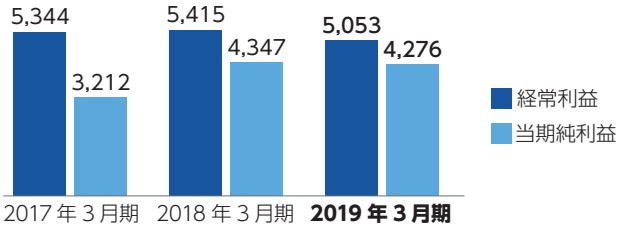

＜企業集団の対処すべき課題＞

人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の台頭、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

このような環境のもと、第1次中期経営計画のテーマでもあります「統合効果の早期実現・最大化」及び「強固な経営基盤の構築」を実現し、地域とともに成長し続けることが使命であると認識しております。

三十三フィナンシャルグループの目指すビジネスモデルは、地域のお客さまと圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで、「お客さま、地域経済」と「三十三フィナンシャルグループ」がともに成長する好循環を実現することです。

両行の強みと高い補完関係を存分に発揮し、統合効果の早期実現と最大化を通じて、強固な経営基盤を構築することで、ビジョンとして掲げる「質の高い地域ナンバー1金融グループ」を目指してまいります。

また、2021年5月の両行の合併に向けて万全な準備を進めるとともに、今後とも、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、役職員一同総力を結集して取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	—	—	—	696
経常利益	—	—	—	77
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	522
包括利益	—	—	—	543
純資産額	—	—	—	2,443
総資産	—	—	—	40,709

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は、2018年４月２日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。
3．負ののれん発生益463億円を特別利益に計上しております。

ロ．当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	—	—	—	30
受取配当金	—	—	—	22
銀行業を営む子会社	—	—	—	22
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 2,242
1株当たり当期純利益	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 72 90
総資産額	—	—	—	1,672
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	1,589
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は、2018年４月２日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	2,606人	40人	157人	― 人	― 人	― 人

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2．当社は、2018年４月２日設立のため、前年度末については記載しておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

株式会社三重銀行

① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
三重県	57店	(―)	57店	(―)
愛知県	16	(―)	16	(―)
東京都	1	(―)	1	(―)
大阪府	1	(―)	1	(―)
合計	75	(―)	75	(―)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を36,926ヵ所設置しております。
なお、36,926ヵ所のうち23,367ヵ所は株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであり、13,476ヵ所は株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

② 当年度新設営業所

該当ございません。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
○店舗外現金自動設備の新設（次の１ヵ所）
津支店　イオンモール津南出張所　三重県津市
○店舗外現金自動設備の廃止（次の１ヵ所）
本店営業部　ささがわ通り心・身クリニック出張所　三重県四日市市

③ 株式会社三重銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当ございません。

④　株式会社三重銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

株式会社第三銀行

①　営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
三重県	64店	うち出張所（3）	64店	うち出張所（3）
愛知県	18	(—)	18	(—)
岐阜県	1	(—)	2	(—)
奈良県	2	(—)	2	(—)
和歌山県	5	(—)	5	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
大阪府	5	(—)	6	(—)
合計	96	(3)	98	(3)

（注）1．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を126ヵ所設置しております。
2．2018年６月11日に阿倍野支店を廃止し、大阪支店に統合いたしました。
3．2018年９月10日に岐阜支店を廃止し、大垣支店に統合いたしました。

②　当年度新設営業所
該当ございません。

（注）当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

○店舗外現金自動設備の新設（次の７ヶ所）

大阪支店	阿倍野出張所	大阪府大阪市
大垣支店	岐阜出張所	岐阜県岐阜市
伊勢支店	伊勢市役所出張所	三重県伊勢市
津南支店	イオンモール津南出張所	三重県津市
上野支店	PLANT伊賀店出張所	三重県伊賀市
小俣支店	MEGAドンキホーテ伊勢上地店出張所	三重県伊勢市
鵜方支店	PLANT志摩店出張所	三重県志摩市

○店舗外現金自動設備の廃止（次の２ヶ所）

伊勢支店	市立伊勢総合病院出張所	三重県伊勢市
鵜方支店	鵜方駅北出張所	三重県志摩市

③　株式会社第三銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
該当ございません。

④　株式会社第三銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

ロ．リース業及びその他の事業
リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況　ロ．子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合　計
設備投資の総額	3,391	413	43	3,849

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内　容	金　額
銀行業	株式会社三重銀行	店舗他事務機器等	899
	株式会社第三銀行	ソフトウェア	604

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ございません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	銀行業	1895年11月15日	百万円 15,295	% 100.00	—
株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	銀行業	1927年7月24日	百万円 37,461	% 100.00	—
三重銀総合リース株式会社	三重県四日市市幸町2番4号	リース業務 投資業務	1979年8月22日	百万円 90	% (90.00)	—
株式会社三重銀カード	三重県四日市市幸町2番4号	クレジットカード業務	1982年7月3日	百万円 90	% (95.00)	—
三重銀信用保証株式会社	三重県四日市市幸町2番4号	信用保証業務	1986年4月23日	百万円 480	% (100.00)	—
三重銀コンピュータサービス株式会社	三重県四日市市十七軒町15番1号	コンピュータシステム開発業務	1991年6月18日	百万円 30	% (100.00)	—
株式会社三十三総研	三重県四日市市西新地7番8号	企業経営に関する情報提供・相談業務	1996年5月8日	百万円 50	% (90.00)	—
三銀ビジネス・サービス株式会社	三重県松阪市中央町527番地の1	現金整理業務	1980年7月24日	百万円 30	% (100.00)	—
三銀コンピューターサービス株式会社	三重県松阪市中央町520番地の1	コンピューターによる計算受託業務	1992年1月10日	百万円 20	% (100.00)	—
三銀不動産調査株式会社	三重県松阪市長月町88番地の21	担保不動産評価業務	1992年2月14日	百万円 20	% (100.00)	—
第三カードサービス株式会社	三重県松阪市中央町303番地の1	クレジットカード業務	1988年4月1日	百万円 60	% (100.00)	—
三重総合信用株式会社	三重県松阪市中央町303番地の1	信用保証業務	1974年4月1日	百万円 40	% (57.50)	—
三重リース株式会社	三重県松阪市宮町172番地の8	総合リース業務	1975年6月28日	百万円 80	% (100.00)	—

(注) 1．資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社が有する子会社等の議決権比率の欄の（　）は間接議決権比率であります。
3．議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4．上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。
5．2018年8月1日付で株式会社三重銀総研は株式会社三十三総研に商号を変更しております。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年４月２日に、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転による経営統合により、両行を完全子会社とする持株会社として設立されました。

また、2019年１月30日の当社取締役会において、関係当局の許認可の取得等を前提として、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行が2021年５月１日を効力発生日として合併することを決議いたしました。

2．会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
岩　間　　弘	取締役会長 (代表取締役)	株式会社第三銀行 取締役頭取（代表取締役）	
渡　辺　三　憲	取締役社長 (代表取締役)	株式会社三重銀行 取締役頭取（代表取締役）	
谷　川　憲　三	取締役	株式会社第三銀行 取締役会長（代表取締役） 松阪商工会議所 会頭	
種　橋　潤　治	取締役	株式会社三重銀行 取締役会長（代表取締役） 四日市商工会議所 会頭	
井　口　　篤	取締役兼執行役員 (リスク統括部・コンプライアンス統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼専務執行役員	
山　本　隆　司	取締役兼執行役員 (人事総務部担当)	株式会社三重銀行 取締役兼専務執行役員	
藤　田　隆　弘	取締役兼執行役員 (業務統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼常務執行役員 融資本部長	
堀　内　浩　樹	取締役兼執行役員 (経営企画部担当)	株式会社三重銀行 常務執行役員総合企画部長	
坂　本　康　隆	取締役（監査等委員） (常勤監査等委員)		(注) 1
藤　原　信　義	取締役（監査等委員） (社外取締役)		(注) 2 (注) 3
野　呂　昭　彦	取締役（監査等委員） (社外取締役)		(注) 2
古　川　典　明	取締役（監査等委員） (社外取締役)	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカル一光 社外監査役	(注) 2 (注) 4

（注）1．取締役（監査等委員）坂本康隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるためであります。
2．取締役（監査等委員）藤原信義、野呂昭彦、古川典明の各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3．取締役（監査等委員）藤原信義氏は、新日本製鐵株式会社（現　日本製鉄株式会社）における財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役（監査等委員）古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取　締　役 （監査等委員を除く）	8人	72
取　締　役 （監査等委員）	4人	31
合　　計	12人	103

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．報酬限度額については、当社定款において、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額として取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額300百万円以内、監査等委員である取締役が年額60百万円以内と定められておりますが、その内容については、当社の設立にあたり、2017年12月15日に開催されました三重銀行の臨時株主総会並びに第三銀行の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会においてご承認いただいております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
藤　原　信　義	当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
野　呂　昭　彦	
古　川　典　明	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
古　川　典　明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカル一光社外監査役であります。 当社の子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があります。また、当社の子会社である株式会社三十三総研と同社との間には、顧問契約があります。 なお、株式会社三重銀行とミッドランド税理士法人及び株式会社メディカル一光との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
藤　原　信　義 （社外取締役）	1年	取締役会　12回中12回 監査等委員会　12回中12回	主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
野　呂　昭　彦 （社外取締役）	1年	取締役会　12回中12回 監査等委員会　12回中12回	主に行政に携わった経験や幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
古　川　典　明 （社外取締役）	1年	取締役会　12回中12回 監査等委員会　12回中12回	主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験や専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	14	—

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4．当社の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数		
	普通株式	70,000千株
	第一種優先株式	70,000千株
発行済株式の総数		
	普通株式	26,167千株
	第一種優先株式	4,200千株

（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,845名
第一種優先株式	1名

(3) 大　株　主

イ．普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,630千株	6.23%
銀泉株式会社	1,062	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	807	3.08
株式会社三井住友銀行	776	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	682	2.60
第三銀行職員持株会	585	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	467	1.78
三重銀行従業員持株会	455	1.74
株式会社みずほ銀行	445	1.70
GOVERNMENT OF NORWAY	351	1.34

（注）１．持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（５千株）を控除して算出しております。
３．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ロ．第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,200千株	100.00%

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ございません。

5．当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	
取締役会決議の日	2018年４月２日
新株予約権付社債の残高	6,989百万円
新株予約権の数	6,989個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,375,594株
新株予約権の行使期間	2018年４月２日から2019年４月25日まで
新株予約権の発行価額	無償

（注）上記新株予約権付社債は2019年４月26日付で、全額償還しております。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　中村　哲也 指定有限責任社員　鬼頭　潤子 指定有限責任社員　池ヶ谷　正	15	報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は59百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8．業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制

当社は内部統制の態勢整備を経営の最重要課題として位置づけており、その充実に取り組み、絶えず高度化を図るべく、内部統制システムに関する基本方針を定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「企業倫理」、「行動規範」を制定する。

(2) 役職員のコンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンスマニュアル」及び「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に周知するとともに、研修等を適宜実施する。

(3) 「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その実施状況のモニタリングを行う。

(4) コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の整備・確立に必要な事項を決定するとともに、その実践状況を検証し、当社及び子銀行等における透明性の高い経営を確保する。

(5) コンプライアンス統括部をコンプライアンスに関する統括部署とし、各部署にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を配置する。

(6) コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に統括・管理するとともに、コンプライアンス体制を整備し、維持・改善する。

(7) コンプライアンス統括部及び外部弁護士を窓口とする公益通報制度を整備する。

(8) 業務執行部門から独立した内部監査部署として監査部を設置し、コンプライアンス態勢等の適切性と有効性について監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

(9) 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」及び「行動規範」に関係を遮断する方針を定めるとともに、「反社会的勢力対応規程」を制定する。

(10) コンプライアンス統括部を反社会的勢力への対応に関する統括部署と定め、一元的に統括・管理するとともに、子会社等及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 「取締役会規程」、「文書取扱基準」に基づき、取締役が職務の執行に係る情報を常時閲覧できるよう適切に保存及び管理する。

(2) 情報資産保護に関する安全対策の基本方針として、「セキュリティポリシー」を制定する。

(3) 「個人情報保護基本規程」のほか、「特定個人情報の適正な取扱に関する基本方針」を制定し、個人情報等を適切に管理・保護する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会で「グループリスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関する基本方針とリスク管理態勢を明確化する。

(2) ALM・リスク管理委員会を設置し、当社グループにおける各種リスクと管理の状況を把握するとともに、リスクを能動的にコントロールする。
(3) リスク統括部を当社グループの統合的リスク管理部署とするとともに、リスクの種類毎に管理部署を定め、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
(4) リスク統括部は、統合的なリスクの状況を定期的に取りまとめ、課題を抽出し、ALM・リスク管理委員会に報告する。ALM・リスク管理委員会は、各リスクの現状を把握し、対応策を決定する。
(5) 監査部は、年間監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで、取締役会の承認を得る。
(6) 監査部は、リスク管理態勢等の適切性と有効性について監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
(7) 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「グループ危機管理規程」を制定し、当社グループにおける危機管理に関する基本方針と危機管理態勢を明確化する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
(2) 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を策定し、また業務執行に関する重要事項を決定するため、グループ経営会議を組織する。
(3) 「組織及び業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定するとともに、重要な課題に対してはALM・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性を確保する。
(4) 取締役会は、必要に応じて執行役員を選任し、執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 「グループ経営管理規程」、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を制定し、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。
(2) 経営企画部が子銀行等の業務状況の管理及び当社各部との調整等を実施する。
(3) 「グループ経営管理規程」に基づき、当社グループ全体に大きな影響を及ぼす重要事項や内部統制上必要な事項等については、直接出資子会社を通じて当社所管部署に対し協議・報告を行う体制を整備する。
(4) 監査部は、直接出資子会社の内部監査部門と連携し、当社グループ全体の内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
(5) 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、当社グループの財務報告の適正性・信頼性を確保する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

（1）　監査等委員会との協議に基づき、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、使用人（補助者）を配置する。

（2）　補助者の任命及び異動、人事考課は、監査等委員会の同意を取得する。

（3）　補助者は、監査等委員会の指示に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立してその職務を遂行する。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

（1）　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は法令等に基づき、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

（2）　子銀行等各社の役職員は、当該会社において著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、直接あるいは間接的に監査等委員会に報告する。

（3）　監査等委員は、グループ経営会議、ＡＬＭ・リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

（4）　監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子銀行等各社の役職員に、監査に必要な事項について報告を求めることができる。

8．監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）　当社グループは、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いは行わない。

9．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（1）　監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、必要額の予算を設ける。

（2）　監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署で検討のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）　監査等委員会の監査に関する事項は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。

（2）　監査等委員が、重要な会議に出席できることを規程等に明記する。

（3）　代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき重要課題等について意見交換を実施する。

(4)　監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち、監査結果等について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的指示を行うほか、会計監査人と定期的に会合を持ち、実効的かつ効率的な監査を行う。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1．職務執行の適正及び効率性の向上に関する取組状況

(1)　当社は取締役会の決議により重要な業務の執行の一部をグループ経営会議に委任し、効率的な意思決定を行っております。

(2)　当事業年度は取締役会を12回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(3)　当事業年度はグループ経営会議を29回開催しており、当社の業務運営方針について協議・決定するほか、業務執行に関する重要事項を決定しております。

(4)　取締役候補者の選定及び取締役の報酬等に関する取締役会の機能を強化するため、諮問機関として指名委員会を、内部機関として報酬委員会をそれぞれ設置し、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保しております。

(5)　内部監査については、取締役会で決議された「内部監査方針及び基本計画」に基づき、業務執行部門から独立した監査部が内部監査等を実施し、取締役会及び監査等委員会に監査結果を報告しております。

2．リスク管理体制

(1)　当社は、ALM・リスク管理委員会において年度毎にリスク管理の運営方針並びにリスク資本配賦を定め、半期に見直しを実施しリスクを能動的にコントロールしております。

(2)　当事業年度はALM・リスク管理委員会を13回開催し、リスクとリスク管理の状況を報告するほか、リスク対応策等を協議・決定しております。

3．コンプライアンス体制

(1)　当社は、取締役会で定めたコンプライアンスプログラムについて、コンプライアンス委員会においてその進捗状況を定期的にモニタリングするとともに、課題の把握と対応策を立案・実施し、その進捗状況について取締役会に報告しております。

(2)　当事業年度はコンプライアンス委員会を12回開催し、当社及び子銀行等の法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の整備・確立に必要な事項を決定するとともに、その実践状況の検証結果を報告しております。

(3)　「公益通報制度」を整備することにより、法令違反の防止、早期発見を促し、コンプライアンス体制の機能を補完しております。

4．企業集団における業務の適正の確保に対する取組状況

(1)　当社は、「グループ経営管理規程」を策定し、当社グループ全体に大きな影響を及ぼす重要事項等について取締役会等において協議・報告を行う体制を整備し、子会社の経営管理を行っております。

(2)　当社では、監査部が子銀行の監査部と連携し当社グループ全体の内部監査を統括し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

5．監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

(1)　当事業年度は、監査等委員会を12回開催し、職務執行の適法性・適正性等に関して幅広く意見交換、審議、検証するとともに、厳正な監督を行っております。

(2)　監査等委員会は、代表取締役との会合を定期的に実施し、監査部からの内部監査結果の報告を四半期毎に受けるほか、監査部及び会計監査人との意見交換を定期的に行っております。

（ご参考）コーポレート・ガバナンス体制

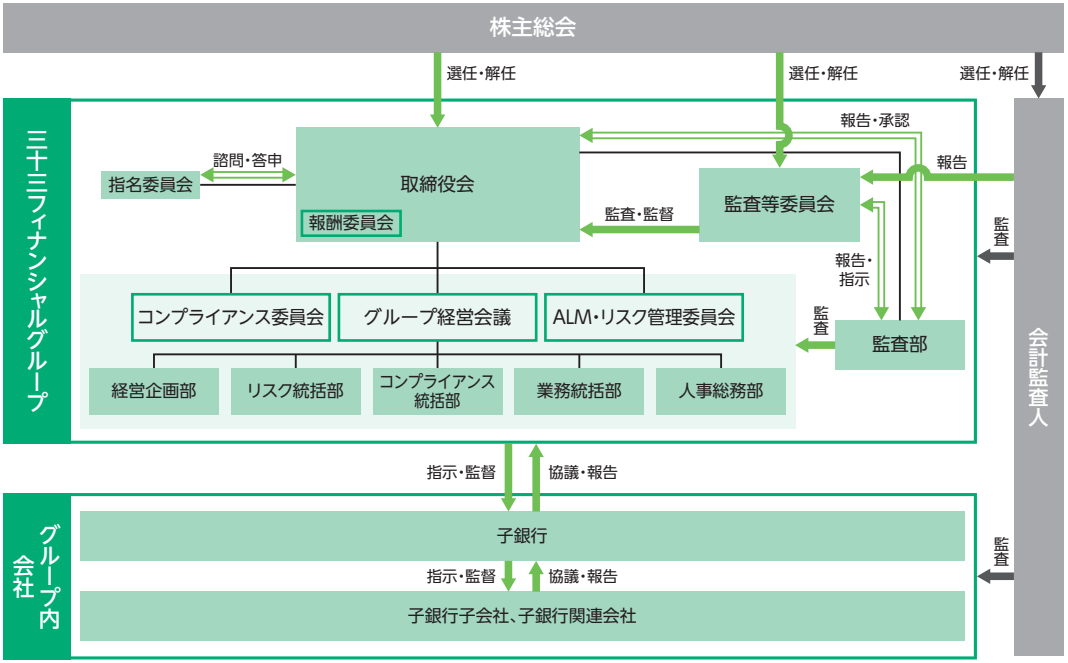

9．特定完全子会社に関する事項

（単位：百万円）

会社名	住　所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地７番８号	98,623	167,222
株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	60,280	

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11．会計参与に関する事項

該当ございません。

12．その他

会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は会社法第459条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第１項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第１項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

自己の株式の取得については、資本の状況等を総合的に判断した上で実施してまいります。

第１期末（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	265,670
コールローン及び買入手形	856
買入金銭債権	2,643
商品有価証券	1,313
金銭の信託	2,342
有価証券	985,328
貸出金	2,709,470
外国為替	7,174
その他資産	68,229
有形固定資産	26,881
建物	8,457
土地	14,818
リース資産	3
建設仮勘定	10
その他の有形固定資産	3,591
無形固定資産	5,851
ソフトウェア	5,536
リース資産	46
その他の無形固定資産	268
退職給付に係る資産	4,361
繰延税金資産	504
支払承諾見返	11,407
貸倒引当金	△21,068
資産の部合計	4,070,967

科　　目	金　額
（負債の部）	
預金	3,523,366
譲渡性預金	80,002
債券貸借取引受入担保金	33,061
借用金	126,138
外国為替	26
新株予約権付社債	6,989
その他負債	26,088
賞与引当金	1,243
退職給付に係る負債	1,574
役員退職慰労引当金	136
株式給付引当金	50
睡眠預金払戻損失引当金	410
偶発損失引当金	850
繰延税金負債	15,283
支払承諾	11,407
負債の部合計	3,826,630
（純資産の部）	
資本金	10,000
資本剰余金	77,985
利益剰余金	125,367
自己株式	△325
株主資本合計	213,027
その他有価証券評価差額金	28,807
繰延ヘッジ損益	△151
退職給付に係る調整累計額	309
その他の包括利益累計額合計	28,965
非支配株主持分	2,343
純資産の部合計	244,336
負債及び純資産の部合計	4,070,967

第１期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**69,640**
資金運用収益	**36,688**	
貸出金利息	28,756	
有価証券利息配当金	7,731	
コールローン利息及び買入手形利息	32	
預け金利息	116	
その他の受入利息	51	
役務取引等収益	**14,378**	
その他業務収益	**1,638**	
その他経常収益	**16,935**	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	16,933	
経常費用		**61,856**
資金調達費用	**1,423**	
預金利息	987	
譲渡性預金利息	6	
債券貸借取引支払利息	14	
借用金利息	101	
その他の支払利息	313	
役務取引等費用	**4,192**	
その他業務費用	**444**	
営業経費	**38,767**	
その他経常費用	**17,028**	
貸倒引当金繰入額	3,460	
その他の経常費用	13,568	
経常利益		**7,783**
特別利益		**46,387**
固定資産処分益	26	
負ののれん発生益	46,361	
特別損失		**160**
固定資産処分損	25	
減損損失	134	
税金等調整前当期純利益		**54,011**
法人税、住民税及び事業税	**2,718**	
法人税等調整額	**△1,260**	
法人税等合計		**1,458**
当期純利益		**52,552**
非支配株主に帰属する当期純利益		**274**
親会社株主に帰属する当期純利益		**52,277**

第１期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**8,248**
現金及び預金	7,819
前払費用	7
未収還付法人税等	421
その他	0
固定資産	**158,973**
無形固定資産	3
商標権	3
投資その他の資産	158,969
関係会社株式	158,903
敷金	43
繰延税金資産	22
資産の部合計	**167,222**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**7,157**
１年内償還予定の新株予約権付社債	6,989
未払費用	44
未払法人税等	44
賞与引当金	25
その他	53
固定負債	**395**
長期預り金	395
負債の部合計	**7,552**
（純資産の部）	
株主資本	**159,669**
資本金	10,000
資本剰余金	148,863
資本準備金	2,500
その他資本剰余金	146,363
利益剰余金	1,130
その他利益剰余金	1,130
繰越利益剰余金	1,130
自己株式	△325
純資産の部合計	**159,669**
負債及び純資産の部合計	**167,222**

第１期（2018年４月２日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**3,075**
関係会社受取配当金	2,224	
関係会社受入手数料	851	
営業費用		**779**
販売費及び一般管理費	779	
営業利益		**2,296**
営業外収益		**0**
受取利息	0	
その他	0	
営業外費用		**43**
創立費	35	
上場関連費用	8	
その他	0	
経常利益		**2,253**
税引前当期純利益		**2,253**
法人税、住民税及び事業税	**33**	
法人税等調整額	**△22**	
法人税等合計		**10**
当期純利益		**2,242**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社三十三フィナンシャルグループ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中 村 哲 也㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼 頭 潤 子㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池 ヶ 谷 正㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社三十三フィナンシャルグループ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中 村 哲 也㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼 頭 潤 子㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池 ヶ 谷 正㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2018年４月２日から2019年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年４月２日から2019年３月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

株式会社三十三フィナンシャルグループ　監査等委員会

常勤監査等委員	坂　本　康　隆	㊞
監査等委員	藤　原　信　義	㊞
監査等委員	野　呂　昭　彦	㊞
監査等委員	古　川　典　明	㊞

（注）監査等委員 藤原信義、野呂昭彦及び古川典明は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

日 時　2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

会 場　都ホテル 四日市　4階 伊勢の間
（旧四日市都ホテル）
三重県四日市市安島1丁目3番38号
電話　059－352－4131

交通のご案内

近鉄四日市駅北口より徒歩約3分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ご注意

JR四日市駅からお越しの際は、徒歩（約25分）または三重交通バス（約10分）へのお乗り換え（「近鉄四日市」停留所で下車）が必要となります。

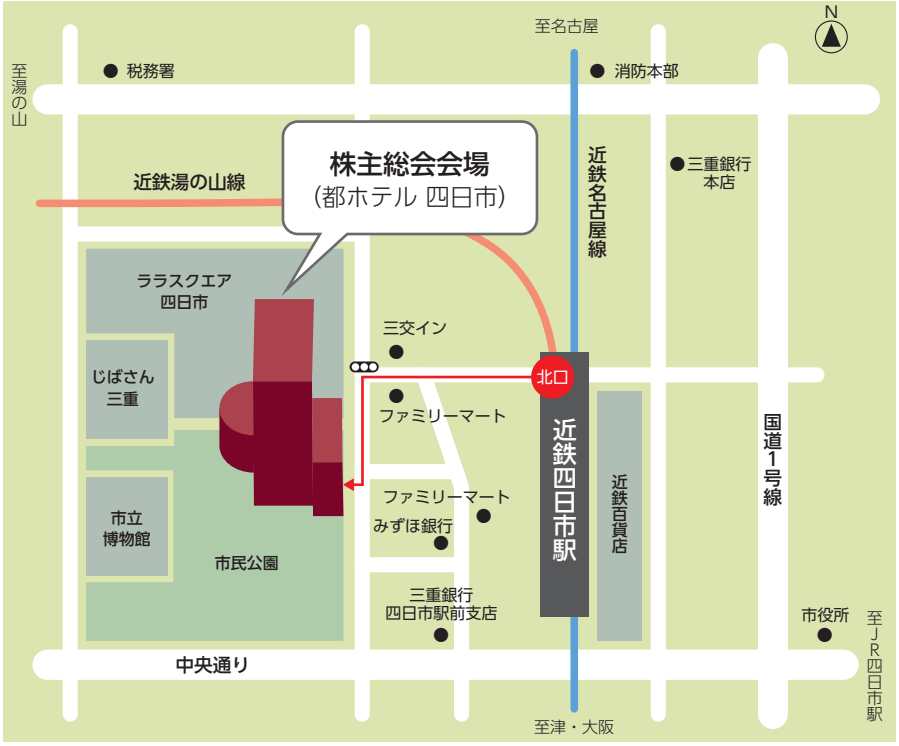

株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。